

令和7年長野県凍霜害防止啓発活動 実施要領

令和7年2月7日
農政部農業政策課

1 目的

令和7年も暖冬による果樹等の生育前進が予想されており、過去5番目となる23億円余の被害が発生した令和5年と同様に、凍霜害に遭う危険性が高いことが危惧される。については、関係者が一体となり、被害防止に係る啓発活動を行い、広く農業者へ周知することで凍霜害の発生防止、被害軽減を図る。

2 主催

長野県農政部

3 実施期間

(1) 啓発活動期間：令和7年3月17日（月）～令和7年5月31日（土）まで

(2) 凍霜害防止キャラバン：令和7年3月17日（月）以降

※令和5年に被害が大きかった地域において、生育状況等を勘案して開催予定

4 啓発活動協力機関・団体

(1) 長野県農政部

（農業政策課、農業技術課、園芸畜産課、農業農村支援センター、果樹試験場）

(2) J A長野県グループ（J A長野中央会、J A全農長野、各地域J A）

(3) N O S A I 長野

(4) 市町村

(5) 農業者団体（長野県果樹研究会、長野県農業経営者協会・農業士協会等）

5 主な実施内容

(1) 被害防止啓発活動の強化

- ア 令和3年度県作成の凍霜害対策パンフレット・動画を活用した対策の周知促進
- イ ホームページ、メルマガ、各研修会等における防止対策の情報発信
- ウ 協力機関・団体の広報誌等における啓発記事の掲載
- エ 報道各社へ取材・啓発活動の協力依頼

(2) 凍霜害防止キャラバン

ア 内 容（地域ごとに内容は異なる予定）

- ・関係者一同での出発式（被害防止対策や啓発活動体制の整備、共有）
- ・広報車等での巡回による啓発活動

（被害多発地域を中心に、広報車等でのアナウンス・パンフレットの配布など）

- ・園地での防止対策の実演、点検（燃焼法、下草刈り、防霜ファンの点検など）

※報道各社へ連絡し、取材及び啓発活動の報道について協力を依頼

イ 場 所

- ・令和5年度の被害が大きかった、佐久、松本、長野、北信地域等を予定
- ・各地域の合同庁舎等での出発式を行い、被害多発地域の生産者園地等の巡回を想定

※各地域での実施の詳細が決定次第、農業政策課からプレスリリースを行う予定